

基金だより

Vol.77

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成27年5月15日

CONTENTS

事業状況	第107回代議員会が開催されました ……1
お知らせ	解散計画を代議員会で議決いたしました ……2
	年金経理・業務会計・福祉施設会計 ……5
	平成26年度 資産運用状況報告 ……6
解説	国の年金額改定のしくみ ……7
ご案内	事業統計／ガラス基金ホームページ ……8

第107回代議員会が開催されました

当基金の平成27年度の事業計画及び予算をはじめとする下記の報告事項及び議案事項が、去る2月20日に開催された第107回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

◆報告事項

- 報告第1号 事業実施概況について
- 報告第2号 理事長専決処分について
- 報告第3号 資産運用規制改正に伴う報告について
- 報告第4号 業務経理の余裕金の運用について
- 報告第5号 支払保証事業の積立金の分配について

◆議案事項

- 議案第1号 解散計画の策定について
- 議案第2号 平成27年度の予算（案）について
- 議案第3号 規程の一部変更（案）について
- 議案第4号 掛金の不納欠損について

事業計画（重点事項）

次の4項目を事業運営の重点事項として平成27年度予算を作成しています

- ①解散申請の早期化を行うため記録突合作業の円滑実施
- ②解散に係る事業主、加入員の同意を得るための説明会等の実施
- ③特例解散に係る受給者の年金額改定、通知書の送付実施
- ④解散に向けた掛金滞納事業所への更なる督促強化

●予算の基礎数値

※（ ）内は前年度予算対比

平成27年度の当基金予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

事業所数	219事業所 (-3.51%)	平均給与月額	391,040円 (-0.49%)
加入員数	6,300人 (-1.56%)	年金受給者数	6,741人 (0.33%)
中途脱退者	0人 (-)	平均年金額	529,100円 (0.27%)

解散計画を代議員会で議決いたしました

昨年4月発行の「基金だよりVol75」で既報のとおり、当基金は第105回代議員会(平成26年2月26日開催)にて解散方針を議決いたしました。現在は、基金の解散認可申請に向けての国との記録突合作業を事務局にて鋭意進めております。なお、今後の解散に向けた最終的な解散計画を策定し、平成27年2月20日開催の第107回代議員会での議決を経て、関東信越厚生局へ計画書を提出いたしました。

基金の解散方針及び解散計画の議決に至った経緯を含めて、今後の解散計画の内容についてご報告申し上げます。

基金解散方針議決に至るまでの経緯

●「厚生年金基金制度見直し法」の施行によって、厚生年金基金制度の実質的な廃止方向が決定

平成25年6月に厚生年金基金制度の原則廃止を前提とした「厚生年金基金制度見直し法」が、平成26年4月から施行されました。

この改正法の内容は、①厚生年金保険を代行している代行部分の債務(最低責任準備金)に対して十分な資産(1.5倍以上)を保有しない厚生年金基金は存続を認めない。改正法施行後5年間の経過措置期間内に代行部分の返納を実質義務化、②代行部分の債務を国に返納し易くする(代行割れ基金に対する分割納付制度の緩和、特例解散による代行債務の軽減化、最低責任準備金計算方法の複数化等)などが挙げられます。

●基金の存続基準をクリアするためには、事業主負担による非現実的な掛金引上げが必要

現在の当基金の財政状況は大幅に改善し、平成25年度決算時においては代行割れもほぼ解消しております。当基金は昭和44年1月に設立をし、時間の経過と共に成熟度は増しておりますが、厚生年金基金制度は事前積立方式を採用しているため、従来の財政検証のもとに今後も厚生年金基金を運営していくことは十分可能です。しかしながら、従来の財政運営基準から逸脱した法律施行後の厚生年金基金存続基準では、5年間で現在の保有年金資産を1.5倍相当にすること、また、そのためには当基金では約11%の掛金引上げ対応が必要であることなどが求められ、今後の基金存続のためのハードルは極めて高いものとなっております。このため、今後これ以上設立事業所の事業主様へのご負担をお願いすることは会社経営に甚大な影響を及ぼすため、苦渋の決断といたしまして、平成26年2月26日開催の第105回代議員会にて「解散方針」の議決をいたしました。

解散計画の概要と今後のスケジュール

●解散計画策定の効果

平成25年度決算の財政検証において、非継続基準に抵触したため、本来基準においては平成27年4月から特例掛金1.7%の引上げが必要となりますが、解散計画を提出したことにより、今後の検証方法は、代行部分の債務の積立状況を前提とした基準に変更となるため、解散までの期間について掛金の引上げは不要となります。

●国への返納額が少なくなる可能性のある特例解散を予定しています

現在、最終的に一部代行割れが生じた場合に、国への納付額が少なくなる可能性(最低責任準備金の軽減化)のある特例解散の手続きを進めておりますが、今後の可能性として、最終的記録整備及び厚生年金本体利回り等の影響により国への代行部分債務を返納後に残余が生じる場合は、特例解散の適用は受けられず通常解散に変更となる場合もあります。いずれの場合にあっても、解散時に事業主の皆様への追加負担がないことを前提に計画を遂行しております。

●解散認可までの今後のスケジュールについて

基金解散までの今後の予定は下表のとおりです。なお、昨年基金解散方針議決の際には、平成27年9月の解散認可申請、平成27年12月の解散認可を予定とし、それに向けて事前準備作業、記録突合作業を進めておりました。しかしながら、全国に400以上ある総合型厚生年金基金の80%近くが解散方針を議決したとのことで、日本年金機構への記録照会が集中しており、記録照会の回答が、3～4か月程度時間を要しており、今後さらに遅延することも想定されます。

日本年金機構からのすべての回答がないと記録の確認が出来ず、認可申請ができないため、以上の点に鑑みて、当初の予定である9月の認可申請は難しく、12月の認可申請というスケジュールで解散計画を策定いたしました。

平成27年6月下旬予定	事業主向け同意に係る説明会開始、平成27年9月30日を期限として事業主・加入員・労働組合の同意書ご提出依頼
平成27年12月	・代議員会で解散決議・特例解散認可申請予定
平成28年3月	・基金解散認可予定
平成28年4月～	・清算業務開始

平成27年6月 事業主説明会開催予定

本年12月に予定をしている特例解散の認可申請のためには、事業主・加入員・労働組合の3分の2以上の解散に係るご同意が必要となります。

このため、6月下旬に事業主様、実務担当者様を対象とした解散に係る説明会を開催いたしますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

開催のご案内は、5月中旬以降に別途事業所宛に送付させていただきます。



基金解散後の代替制度の選択肢

平成26年改正法では、「基金の解散にあたり、母体企業が退職金規定等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと」という改正法施行のための承認条件が提示されております。このため、改正法では厚生年金基金制度は将来的に原則廃止の前提となっておりますが、基金解散後に代替制度を設立し易くする様々な支援措置も織り込まれています。本来であれば、当基金にて基金解散後に後継制度を画策して皆様にご提示させていただくべきところですが、当基金は給付体系上、代行型の設立形態をとっており、他制度へ持ち込むための一時金制度がなく、持込み原資の振り分けについても不可能です。

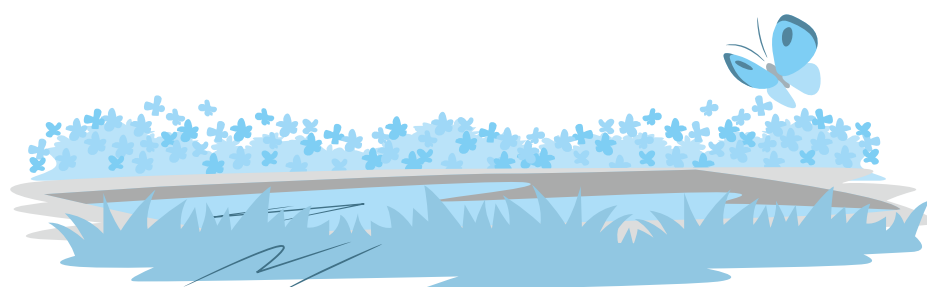
このため、当基金での後継制度設立は困難であることから、基金の上乗せ部分に係る代替制度の導入については、各社でご検討いただきたくお願い申し上げます。なお、既に導入のご検討をされている場合は、受託先の金融機関をご紹介いたしますので当基金までご連絡ください。

〈代替制度のご選択肢〉

代替制度のご検討に際しては大きく分けて、①退職一時金で準備するケース(内部留保でのご対応)と、②退職一時金の一部を社外積立により活用するケース、が考えられます。

	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)	中小企業退職金共済 (中退共)
掛金負担	事業主負担が一般的	事業主 (規約に定めれば従業員も可)	事業主
運用	基金(会社)が行う	従業員が自らの判断・責任で行う	中退共が行う
給付	年金または一時金 (あらかじめ定められた額)	年金・一時金等 (運用の結果により額が変動する)	退職一時金 (法令で定められた額)
分配金の持ち込み	加入員・受給者・待期者	加入員のみ	加入員のみ
その他	経済動向に応じて利率が変動するキャッシュバランスプランなどの給付設計も可能	事業主には従業員に投資教育を行う義務がある	加入できるのは中小企業のみ

代替制度の詳細資料については、当基金のホームページに掲載しておりますので、ご検討の際にご活用ください。



平成27年度予算(案)が第107回代議員会で承認されました

年金経理

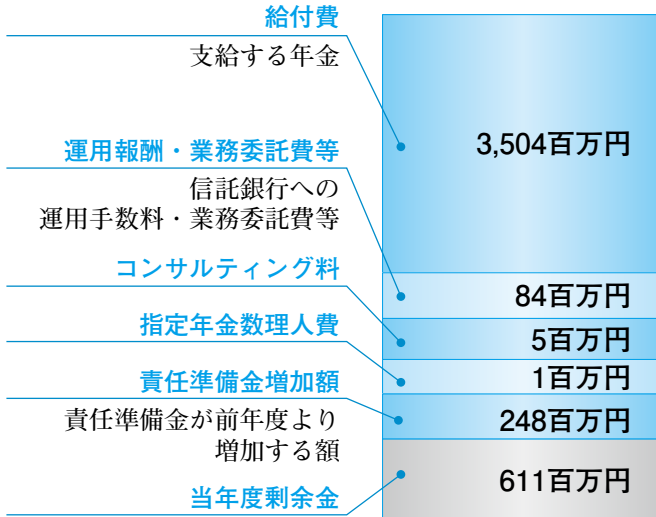
年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

●平成27年度の収支見込み（予定損益計算書）

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

費用勘定 4,453百万円

収益勘定 4,453百万円

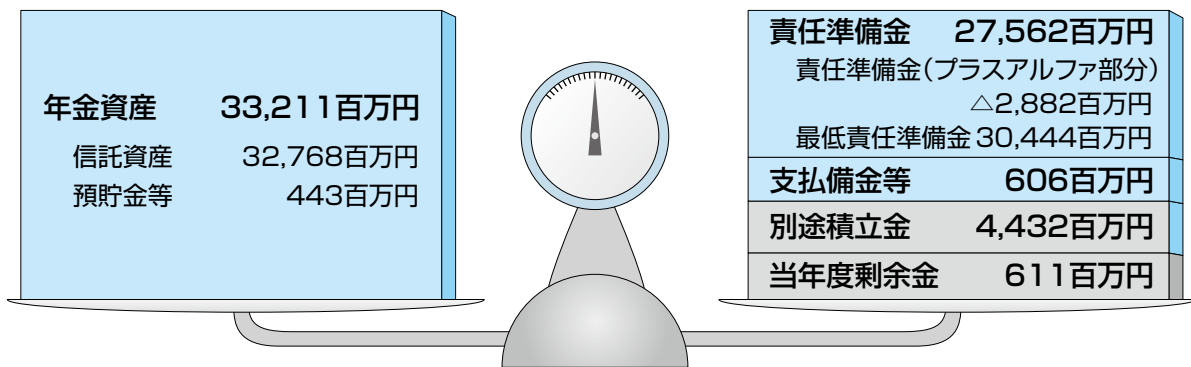


予定貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

資産勘定 33,211百万円

負債勘定 33,211百万円



業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

費用勘定

収益勘定

事務費	75,425千円
代議員会費	864千円
業務委託費	36,515千円
機械処理経費	26,119千円
繰入金	100千円
雑支出	7,443千円

合計 146,466千円

掛金収入	46,237千円
延滞金・受取利息及び配当収入	650千円
当年度不足金	99,579千円

合計 146,466千円

福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

費用勘定

収益勘定

事務費	11,554千円
福祉給付金	2,700千円
雑支出	4,068千円

合計 18,322千円

受取利息及び配当収入	63千円
基本金戻入金	18,259千円

合計 18,322千円

平成26年度 資産運用状況報告

平成26年度の資産運用環境は、各国中央銀行の緩和的金融政策の持続や堅調な欧米企業決算が好感され、金融市場は好調な展開を続けました。そうした中、当基金の資産運用利回りは、前年度に引き続いて10%を超える15.14%（平成27年3月末）となっております。

●受託機関別資産運用状況（平成27年3月末）

	期中平均残高 ①	総合収益 ②	修正総合利回り ②／①
りそな銀行	8,143,634,646円	875,765,167円	10.75%
みずほ信託	4,266,017,700円	747,495,768円	17.52%
三井住友信託	4,113,949,353円	689,833,668円	16.77%
三菱UFJ信託	3,285,999,813円	653,342,440円	19.88%
信託銀行・計	19,809,601,512円	2,966,437,043円	14.97%
大和住銀	1,497,903,593円	281,231,405円	18.78%
東京海上	1,219,789,321円	195,370,493円	16.02%
ニッセイアセット	2,910,228,077円	519,075,212円	17.84%
ブラックロック	1,932,714,771円	182,972,955円	9.47%
投資顧問・計	7,560,635,762円	1,178,650,065円	15.59%
合計	27,370,237,274円	4,145,087,108円	15.14%

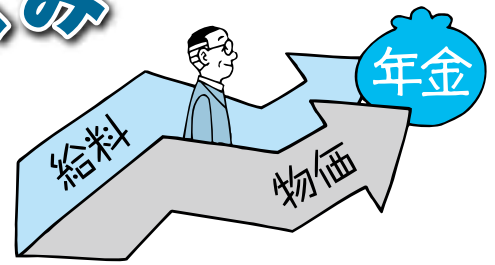
●受託機関別年金資産評価表（平成27年3月末）

	時価総額	実質評価損益額	評価損益率
りそな銀行	17,341,728,207円	1,767,998,958円	11.35%
みずほ信託	4,263,743,111円	758,566,822円	21.64%
三井住友信託	4,801,498,888円	1,385,497,839円	40.56%
三菱UFJ信託	3,936,961,981円	1,058,895,000円	36.79%
信託銀行・計	30,343,932,187円	4,970,958,619円	19.59%
大和住銀	0	0	0.00%
東京海上	0	0	0.00%
ニッセイアセット	0	0	0.00%
ブラックロック	0	0	0.00%
投資顧問・計	0	0	0.00%
合計	30,343,932,187円	4,970,958,619円	19.59%

（注）平成27年3月末時点において、投資顧問4社は解約済です。

国の年金額改定のしくみ

老齢厚生年金や老齢基礎年金など公的年金の年金額は、賃金や物価の変動等に応じて、毎年4月に改定が行われます。平成27年度以降については、年金額を本来水準に揃えるための「特例水準の解消」が終了したことに伴い、いよいよ「マクロ経済スライド」が正式にスタートしています。



マクロ経済スライドを加えて今後の年金額を改定

特例水準の解消に伴い、平成27年度からは原則本来水準の年金額が支給されます。今後(平成27年度以降)は、少子高齢化社会に対応するた

めに、年金額の改定には賃金や物価の上昇分よりも支給額の伸びを低く抑える「マクロ経済スライド」による調整も加わります。

〈マクロ経済スライドの概要〉

賃金・物価が上昇の場合 → スライド調整率分の年金額を調整。

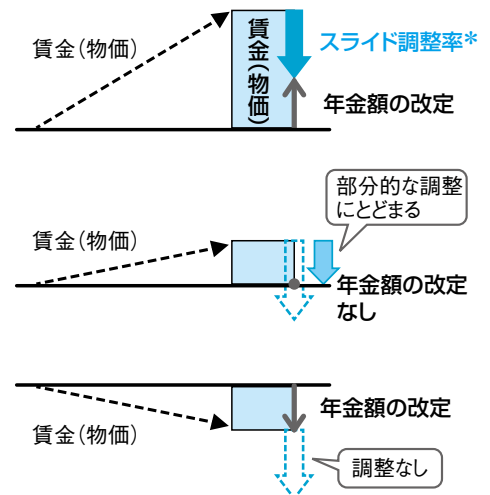
◆賃金や物価が前年に比べてある程度以上に上昇した場合は、マクロ経済スライドが完全に適用され、給付額の伸びが抑制されます。

賃金・物価の伸びが小さい場合 → スライド調整の効果は限定的。

◆賃金や物価の伸びが小さく、マクロ経済スライドを完全に適用すると、既存の給付額を下回ってしまう場合には、年金額の改定を行いません。

賃金・物価が下落の場合 → スライド調整の効果は消滅。

◆賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、その下落率分は年金額を引き下げますが、それ以上の減額は行いません。



*スライド調整率(▲0.9%)=公的年金全体の被保険者数の変動率(直近3か年度の実績値の平均、▲0.6%) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%) (厚生労働省年金局資料より)

平成27年度の各種年金額等

平成26年の物価変動率(対前年消費者物価指数)は+2.7%で、賃金変動率(対前年度名目手取り賃金変動率)は+2.3%となりました。この結果、「物価変動率、賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が賃金変動率を上回る」という状態なので、本来、新規の年金受給者及び既存の年金受給者ともに賃金変動率(+2.3%)で年金額が改定されます。

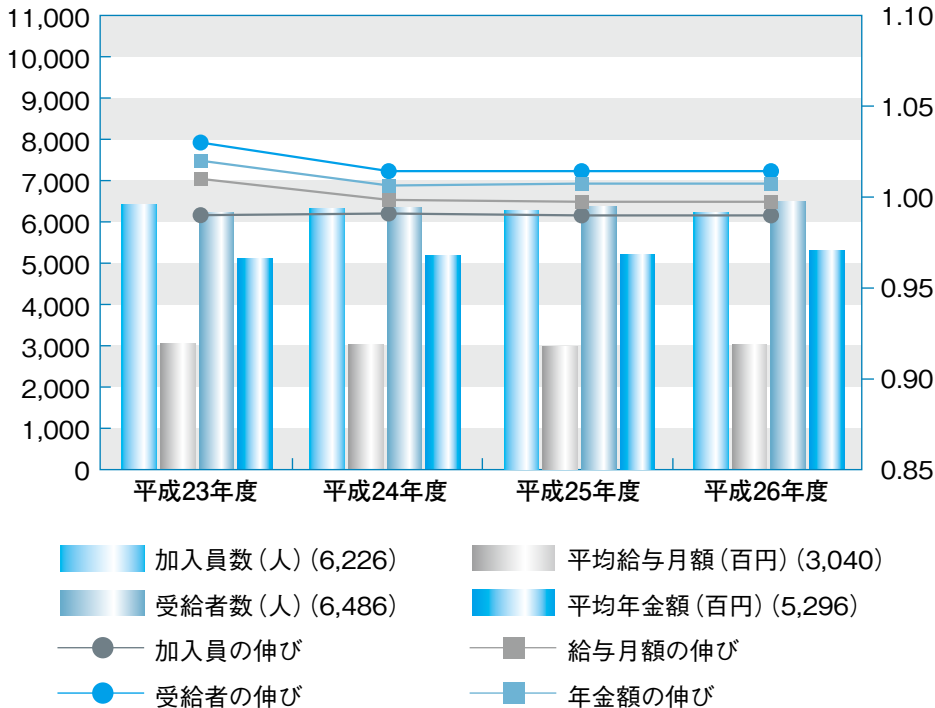
しかし平成27年度は、特例水準の解消による引下げ(▲0.5%)、マクロ経済スライドによる調整(▲0.9%)が行われるため、原則+0.9%で改定されます。改定後の年金額等は右表の通りです。

主な年金額等(平成27年度)

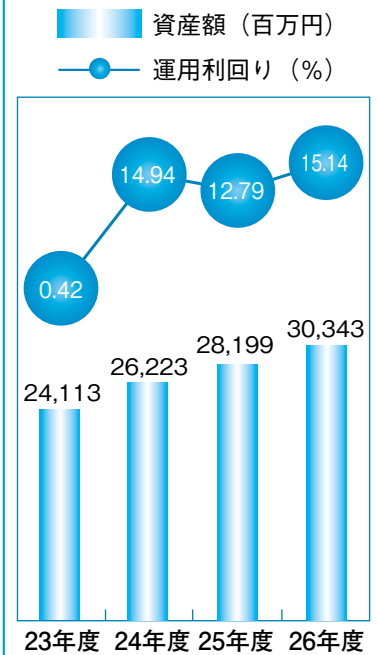
項目	年金額等
老齢基礎年金	780,100円
障害基礎年金(1級)	975,100円
障害基礎年金(2級)	780,100円
遺族基礎年金	780,100円
子の加算額(1人目・2人目)	224,500円
子の加算額(3人目以降)	74,800円
配偶者加給年金額	224,500円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額	585,100円

事業統計

主要事業事項の傾向



年金資産額と運用利回り



年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、ファクシミリ、手紙、
当基金ホームページ等により
ご利用ください。

TEL 03-3633-6445
FAX 03-3633-7125
E-mail info@glskkn.com

基金を途中で脱退した場合の 取り扱いについて

60歳未満の人が、短期間(10年未満)で勤務先を退職の場合、基金の中途脱退者になり、年金の支給元が従来は企業年金連合会に移っていました。ただし、昨年の基金制度見直し法の施行により、平成26年4月1日以降は中途脱退者の年金についても当基金が取り扱います。

ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。基金の「解散関係ページ」も設けています。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

- | | | | |
|------|---------|-------------------|-----------------|
| 開設内容 | ●基金の概要 | ●年金のご相談
(24時間) | ●各種届出様式 |
| | ●規約と規程 | ●基金の現況 | ●掛金額表 |
| | ●予算と決算 | ●広報誌関係 | ●解散関係ページ
etc |
| | ●給付のしくみ | | |

